

市町村消防団員退職報償金支給条例

(平成16年10月13日組合条例第6号)

改正 平成17年 4月27日組合条例第3号

平成18年 3月31日組合条例第4号

平成26年 4月30日組合条例第1号

令和 7年 2月17日組合条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第25条の規定に基づき、熊本縣市町村総合事務組規約第3条第7号に掲げる事務を共同処理する団体の非常勤消防団員が退職した場合において、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給することを目的とする。

(退職報償金の支給額)

第2条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第3条 階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。

(勤務年数の算定)

第4条 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第4条の2 非常勤消防団員が、一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲)

第5条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に該当しない子及び父母

2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父

母を後にする。

3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、その人数により等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げるものは、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者

(2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者

(3) 停職処分を受けたことにより退職した者

(4) 勤務成績が、特に不良であった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第7条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したとき支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(支給手続)

第8条 退職報償金の支給について必要な事項は、別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成16年組合条例第6号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 従前の熊本県消防補償等組合の退職報償金の支給に係る権利義務は熊本県市町村総合事務組合が承継するものとする。

第3条 この条例の適用日前に退職した非常勤消防団員に係る退職報償金の支給については、旧熊本県消防補償等組合非常勤消防団員退職報償金支給条例(昭和39年組合条例第1号)の例による。

附 則 (平成17年組合条例第3号)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

第2条 この条例による改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、平成17年4月1日以後に退職した非常勤消防団員に適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年組合条例第4号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（平成26年組合条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（令和7年組合条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第6条第1号の改正規定 令和7年6月1日

（2）別表の改正規定 令和7年4月1日

（経過措置）

第2条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前に犯した禁錮刑以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者の、第6条第1号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3条 この条例による改正後の市町村消防団員退職報償金支給条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

別表 消防団員退職報償金支給額表（第2条関係）

（単位：円）

階 級	勤 続 年 数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団 長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000